

屋外広告物の安全点検が義務になりました

施行日：令和5年10月1日

1 点検の対象

すべての広告物が対象です。ただし、以下のものは除きます。

- はり紙、はり札、立看板類、広告幕類、アドバルーン、壁面等に描かれたもの
- 法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの
- ※ 対象外の広告物についても、良好な状態に保つよう適正な管理が必要です。

2 点検の方法

(1) 点検時期

【許可申請が必要な広告物】

「屋外広告物等に関する申請書」（変更・許可更新時）を提出する日の前3ヶ月以内

【許可申請が不要な広告物】

おおむね5年ごと

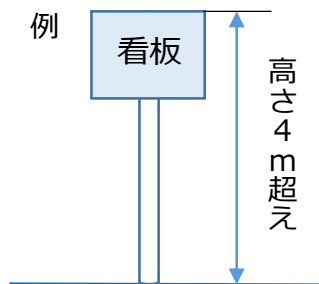
(2) 点検項目

裏面の記入例を参照

3 点検者の資格（広告物の高さ4m超の場合のみ）

安曇野市屋外広告物条例施行規則で定める以下の者

- ・屋外広告士
- ・一級・二級建築士
- ・電気工事士
- ・電気主任技術者
- ・職業訓練修了者等
- ・上記の資格と同等以上の知識を有すると市長が認めた者
（以下の団体が行う技能講習の修了者）
一般社団法人日本屋外広告業団体連合会
公益社団法人日本サイン協会



4 点検結果の保管・報告

- ・点検結果の記録は、次回点検するまで、または除却するまでの間、保管しなければなりません。
- ・安曇野市から表示・設置の許可を受けている屋外広告物は、許可更新の申請時に安全点検報告書を提出する必要があります。

詳しい制度の内容はHPをご覧ください。
右のQRコードを読み込むと
HPにアクセスできます。



【問い合わせ先】 安曇野市 都市建設部 建築住宅課（建築景観係）
住所 〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 安曇野市役所本庁舎（2階15番窓口）
電話 0263-71-2242 mail kenchikujuutaku@city.azumino.nagano.jp

屋外広告物安全点検報告書

令和5年10月1日

(宛先) 安曇野市長

許可更新の手続き時に、この安全点検報告書に加え、以下の書類を提出してください。

- ・点検時の現況写真
(広告物全体が写っているもの)
- ・申請書
- ・位置図
- ・配置図
- ・意匠図

住所 安曇野市豊科6000

氏名 安曇野 太郎

電話番号 0263-71-2242

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名

下記のとおり安全点検を行いましたので、別紙現況写真を添えて報告します。

表示（設置場所）	安曇野市 豊科6000		
更新前の許可の番号	第 〇〇〇 号		
点検実施年月日	令和5年7月1日		
点検項目	異常の有無	改善の概要	対象の看板
1 支柱の根本の腐食・サビ	有 無		ポール看板・野立看板など
2 看板が傾いていないか	有 無		ポール看板・野立看板など
3 主要部材の変形又は腐食・サビ	有 無		全て
4 取付け金具の変形又は腐食・サビ	有 無		全て
5 ボルト、ビス等の緩み又はサビ	有 無		全て
6 表示面の汚染、変色又ははく離	有 無		全て
7 表示面の破損	有 無		全て
8 照明、ネオン設備等の異常	有 無		照明、ネオン設備がある看板
9 倒壊、落下のおそれ	有 無		全て
点検者	氏名	上記のとおり相違ありません。 安曇野 太郎	
	住所	〒 399 - 8281 電話 (0263) 71 - 2242 安曇野市豊科6000	
資格名称	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 一級・二級建築士 <input type="checkbox"/> 電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者等（帆布製造、広告美術） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
注意	1 異常の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。 2 広告物の高さが4メートルを超えるときは、資格名称欄からその者が有する資格等（安曇野市屋外広告物条例施行規則第11条第2項に規定する資格等）を選択してください。		